

(平成23年2月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年9月から同年10月までの期間及び4年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年2月から平成元年6月まで
② 平成元年9月及び同年10月
③ 平成4年1月から同年3月まで

昭和59年2月に県外から戻ってきて1年後ぐらいに、A市役所から国民年金の納付書が送られてくるようになったが、当初は納付しなかったため金額が多くなり、市役所に相談に行ったところ、分割納付できると言われ、それ以後は古い保険料と新しい保険料を1か月分ずつ毎月納付してきた。母が市役所に行く用事がある時はお金を預け、納付を依頼することもあったが、自分で納める場合は仕事の合間に市役所かB銀行で納めていた。古い保険料をすべて納めたときに、市役所の窓口で確認すると、「これまでの保険料はすべて納付しているから、今後も納付を続けてください。」と言われたことを覚えているので、未納期間は無いはずである。また、納めた保険料について還付を受けたことは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、2か月と短期間であり、その前後の期間が納付済みとなっている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、同番号の前後の払出状況から平成3年8月頃に払い出され、国民年金の被保険者資格取得後は、申立人が主張しているように、現年度保険料と時効直前の過年度保険料をそれぞれ1か月分ずつ毎月納付していることが確認でき、当該期間の前後の納付状況からみると、当該期間の保険料を納付しなかったのは不自然である。

申立期間③については、申立人は、平成3年12月分を4年1月に、同年1月分を同年2月に、同年2月分及び同年3月分を同年4月に現年度納付して

いることが確認できるが、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格喪失後、4年5月まで再加入手続を行っていなかったため、当該期間は無資格期間として扱われ、それぞれ過去の未納保険料に充当（差額は還付）する処理がなされている。

また、当該還付及び充当処理後も、申立人は前述のとおり毎月過年度納付しているが、既に充当されているため、別の期間に充当する処理が10数回に渡り繰り返されているところ、A市の国民年金被保険者名簿に当該還付及び充当処理の記載に不備がみられる上、申立人は、国民年金の再加入後、過去の未納期間の納付に努めており、その後の国民年金の加入期間は全て納付済みとなっている申立人が、当該期間の保険料を納付せず、未納のままにするのは不自然である。

一方、申立期間①については、前述のように申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年8月頃に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できないことから、当該払出以前に国民年金の加入手続は行っていないものと考えられる上、A市の国民年金被保険者名簿からも申立期間の保険料を納付した形跡は確認できない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年9月から同年10月までの期間及び4年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から49年3月まで

国民年金保険料の納付記録の照会の結果、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答を受けたが、納付できない。

勤務していた事業所を退職後、すぐには国民年金の加入手続をしなかったが、しばらくのちに所要で区役所に出向いたところ、国民年金への加入を勧められた。その際、事業所を退職した時まで遡って保険料を納付できると聞き、納付額も1万円を超えるくらいで、納付できない金額では無かったことから納付する旨回答した。その後、自宅に納付書が送られてきたので、郵便局で納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年1月頃に払い出されていることが確認でき、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、当該加入手続時点では、申立期間は過年度納付が可能であり、申立人は、申立期間の保険料を過年度納付した経緯を具体的に記憶しており、納付したとする保険料額も、申立期間及び申立期間直後の昭和49年4月から同年12月までの現年度保険料額の合計とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然な点は見られない。

また、申立期間は5か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入以降、未納期間は無く、厚生年金保険と国民年金の切替手続も行っていることから、申立人の保険料納付意識は高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年6月30日から同年7月13日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年6月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

また、申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、昭和41年12月から42年6月までを5万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和39年6月の厚生年金保険料及び41年12月から42年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年6月30日から同年7月13日まで
② 昭和41年12月から42年6月まで
③ 昭和44年11月から45年6月まで
④ 昭和47年10月から48年7月まで
⑤ 昭和50年10月から51年7月まで
⑥ 昭和54年10月から55年7月まで

私は、申立期間①の前後を通して、A社に継続して勤務しているにもかかわらず、昭和39年6月末に異動があった際の本社B工場における資格喪失日と本社における資格取得日が一致していないので、記録を訂正してほしい。

また、申立期間②については、当該期間に係る給与明細書を見ても給与支給額を引き下げられた形跡が無いにもかかわらず、直前の期間の標準報酬月額より引き下げられた記録となっているので、直前の期間の標準報酬月額と同額に訂正してほしい。

さらに、申立期間③から⑥までの各期間については、当該期間を含め、

A社で勤務していた期間全体の給与明細書を保管しており、同明細書の支給総額から当該期間当時の標準報酬月額の時決定の方法に従い試算したところ、当該標準報酬月額は現在の記録よりも高額になると考えられるので、試算どおりの標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持しているA社の辞令、勤続表彰状、申立人の雇用保険被保険者記録、同社から提出された在籍期間証明書及び申立期間に係る給与明細書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和39年6月30日にA社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書及び申立期間前後のA社における社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の昭和39年6月に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②、③、④、⑤及び⑥について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③、④、⑤及び⑥については、申立人から提出された給与明細書を見ると、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と同額又は低額の保険料が控除されていることが確認できるところ、同月額に基づく保険料より低額の保険料が控除されている期間については、事業主による標準報酬月額の定時決定及び厚生年金保険の保険料率改定に伴う保険料控除が適切に行われていなかったことがうかがえる。

したがって、申立期間③、④、⑤及び⑥については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。